

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 工 藤 秀 一

公の施設の指定管理者監査の結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告する。

記

第 1 監査の概要

1 監査の目的

市が公の施設の管理を行わせ、指定管理料を支出している次の団体について、令和元年度に支出した指定管理料に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを確認するため監査を実施した。

2 監査の対象

団 体 名	有限会社 おのえ企画
施 設 名	平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」 平川市ふるさとセンター
所 管 課	経済部商工観光課

3 監査の実施日及び監査実施場所

実 施 日	令和 2 年 10 月 21 日（水）
実施場所	平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」

4 監査の着眼点

今回は、主に次の観点について監査した。

- (1) 施設は関係条例・規則等の規定により適切に管理されているか。
- (2) 施設管理に係る利用料金の収納を含め収支会計経理は適切か。
- (3) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 協定等に基づく義務の履行は適切か。
- (5) 利用促進のための努力が行われているか。

5 監査の方法

- (1) 関係書類の实地調査
- (2) 団体及び所管課からの聴取調査

6 監査の対象施設の概要

名称及び所在地	平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」 平川市猿賀池上 45 番地 1 平川市ふるさとセンター 平川市猿賀石林 94 番地
施設概要	敷地面積 4,734 m ² 総建築面積 1,850.04 m ² 内訳：さるか荘 1,517.14 m ² ふるさとセンター 332.90 m ² 総床面積 2,036.06 m ² 内訳：さるか荘 1,464.20 m ² ふるさとセンター 571.86 m ²
指定管理者名	有限会社 おのえ企画
指定期間	平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで（3 年間） 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで（3 年間） 平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで（5 年間）
協定書締結年月日	基本協定書 平成 27 年 4 月 1 日締結 年度協定書 平成 31 年 4 月 1 日締結（令和元年度）
指定管理料	20,762,000 円（令和元年度）

<p>業 務 範 囲 及び管理基準</p>	<p>【業務範囲】</p> <p>平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境改善センターの利用に関する業務 2 物品の販売及び飲食物の提供に関する業務 3 公衆浴場に関する業務 4 環境改善センターの管理及び利用促進に関する業務 5 環境改善センター内の各施設（公衆浴場及び多目的ホール等）の利用許可等に関する業務 6 利用料金の収納等に関する業務 7 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 <p>平川市ふるさとセンター</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 商工業及び物産の開発及び育成に関する業務 2 商工業関係の体験学習の推進に関する業務 3 商工業及び地場産業の実習的研修に関する業務 4 市民の保健保養施設としての利用に供する業務 5 ふるさとセンターの管理及び利用促進に関する業務 6 ふるさとセンター内の各施設（蓮観及び孔雀）の利用許可等に関する業務 7 利用料金の収納等に関する業務 8 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 <p>【管理基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係法令、平川市条例及び規則を遵守し、施設の設置目的に沿った適正な管理を行うこと。 2 利用者が常に安全な環境で利用できるよう管理を行うこと。 3 指定管理者の業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び平川市個人情報保護条例の趣旨に基づき適正に行うこと。 4 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。 5 指定管理者は一部敷地が猿賀神社の境内地であることを認識し、その尊厳風致の保存に努めるとともに猿賀神社の宗教活動を阻害するようなことをしてはならない。 6 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用
---------------------------	---

	<p>きるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。</p> <p>7 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めること。特に電話の対応等、利用者から苦情や批判を浴びないように細心の注意を払うこと。</p>
所 管 課	経済部 商工観光課
関 係 例 規	<p>平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例</p> <p>平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則</p> <p>平川市尾上農村環境改善センター条例</p> <p>平川市尾上農村環境改善センター条例施行規則</p> <p>平川市ふるさとセンター条例</p> <p>平川市ふるさとセンター条例施行規則</p> <p>平川市尾上農村環境改善センター、平川市ふるさとセンター及び平川市もてなしロマン館運営審議会規則</p>

7 令和元年度事業実績

(1) 収支決算状況

収支決算書の前年度との比較では、収入の部の合計が 53,206,895 円で、前年度より 12,064,067 円 (18.5%) の減となっている。これは、さるか荘天井改修工事により約 5 か月間一部休館となったこと、ふるさとセンター大規模改修工事により、半年間休館となったことが主な要因である。

支出の部の合計は 52,755,071 円で、前年度より 10,193,643 円 (16.2%) の減となっている。これは、休館により事業費が前年度より 6,815,166 円 (35.7%) の減となったことが主な要因である。

収入の部から支出の部を差し引いた当期純利益は、451,824 円で、前年度より 1,870,424 円 (80.5%) の減となっている。

(2) 施設利用状況

施設利用状況の前年度との比較では、客室利用件数の合計が 293 件で、前年度より 119 件 (28.9%) の減となっている。これは、さるか荘が 247 件で、前年度より 64 件 (20.6%) の減、ふるさとセンターが 46 件で、前年度より 55 件 (54.5%) の減となったためである。

入館者数の合計は 6,545 人で、前年度より 3,539 人 (35.1%) の減となっている。これは、改修工事等で休館となったことにより、さるか荘が 5,939 人で、

前年度より 2,720 人 (31.4%) の減、ふるさとセンターが 606 人で、前年度より 819 人 (57.5%) 減となったためである。

また、さるか荘の公衆浴場利用者数は、38,356 人で、前年度より 9,158 人 (19.3%) の減となっている。この結果、入館者数及び入浴者数の合計は、44,901 人となり、前年度より 12,697 人 (22.0%) の減となっている。

(3) 保守点検等管理業務状況

施設の保守点検等管理業務については、指定管理業務基準書において指定管理者が行う業務の内容及び履行方法が定められている。令和元年度は、本業務のすべてにおいて、法令、条例等のほか協定書、業務基準書に基づき適正かつ確実に履行されている。

第2 監査の結果

1 結果

提出された書類及び事前に提出を求めた書類により聴取等を行った結果、概ね適正に処理されているものと認められた。その中で、人件費及び事業費等の各種台帳等については整備されていたが、現金出納帳と支払伺書に僅かな額ではあるが差異が見られたので、令和2年度内に適切に処理されたい。また、消耗品などの小規模な購入に際して、小口現金での管理を取り入れるなど管理方法の見直しを検討されたい。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査時に口頭にて改善または検討を要望した。

2 総括

平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」及び平川市ふるさとセンターは、国指定名勝「盛美園」と猿賀神社を結ぶ猿賀公園内に位置しており、本市を代表する観光スポットとして多くの観光客を集めている。

今回の監査対象である令和元年度の会計・経理は、指定管理者である有限会社おのえ企画にとって11年目に当たる。

当該管理の業務又は経理状況については、さるか荘及びふるさとセンターに係る改修工事により長期間の休館や一部休館となりながらも、利用促進を図りながらも自己収入の確保・拡充に向けた管理姿勢が確認できた。

公の施設の指定管理は、民間事業者の知識や技術を活用し、利用者に対するサービスの向上や管理に要する費用の縮減を図ることを目的に設けられた制度であるため、今後とも地域情勢や利用者ニーズを的確に捉え、これまで指定管理者として培ってきたノウハウを駆使し、より良い施設運営の向上に取り組んでいただきたい。